

公益社団法人 広島県建築士会 規則

(事務所)

第1条 定款第3条に規定する事務所は、広島市中区千田町3丁目7番47号に置く。

(入会)

第2条 本会に入会しようとするものは申込書に所定事項記載の上会長に提出するものとする。

(入会金)

第3条 入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) 準会員 3,000円

(会費)

第4条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年額12,000円
 - (2) 準会員は、年額12,000円
 - (3) 賛助会員は、年額30,000円とし、1口以上とする。
- 2 会費は毎年4月に一括納入するものとする。
 - 3 正会員又は準会員として年度の途中に入会した者は、当該年度においては、入会した月から月額により算定した額を会費とする。
 - 4 会費はその50%以上を公益目的事業に使用する。

(賞罰)

第5条 会員の賞罰は、別に定める賞罰規則による。

(一時休会員)

第6条 会員の病気、その他やむを得ざる理由が長期間になることにより会費の納入が困難な場合には、執行理事会の承認を経て理事会に報告し、一時休会員とすることができます。休会員については、休会中の会費納入を免除するとともに、会員の権利を停止する。

(退会)

第7条 本会を退会しようとするものは、別に定める退会届を会長に提出する。

(慶弔)

第8条 会員の慶弔は、別に定める。

(役員の推薦)

第9条 役員は、次に定める基本理念により、理事会にて推薦し、総会において選任されるものとする。

- 1) すべての役員は、正会員の総意に基づき、民主的に選任されなければならない。
 - 2) 公益社団法人及び公益財団法人法の認定に関する法律の公益認定基準に適合するように各界・各層から広く選出されなければならない。
- 2 役員の推薦基準は、次のとおりとする。
 - 1) 会員経過年数7年以上の正会員、又は役員並びに委員として活動経験のある者以内より推薦し、下記のように構成する。
会長 1名 副会長 2名、専務理事 1名、常務理事 3~6名、
他の理事 13~23人
 - 2) 理事については、定款に定める範囲にて理事会において推薦する。

(役員の報酬等)

第 10 条 報酬の支給される役員の報酬額については、別に定める報酬規程による。

- 2 本会は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 前項の決議を行ったときは、会員に遅滞なく責任の原因となった事実及び賠償の責任を負わせる額、免除することのできる額の限度及びその算定の根拠と、異議がある場合には当該異議を述べる旨の通知を発し、総正会員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員が 2箇月以内に異議を述べたときは、免除してはならない。
- 4 本会は、外部役員とのあいだで、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、別に理事会規則及び報酬規則に定める金額以内であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(理事会)

第 11 条 理事会は、すべての理事をもって構成し、次の職務を行う。

- (1) 事業計画、予算の立案及び決議
 - (2) 事業報告及び計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
 - (3) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(財産の管理)

第 12 条 本会の財産は、会長が管理・運用する。

(予算及び経理)

第 13 条 収入及び支出の予算は、これを大科目、中科目、小科目に区分して編成する。

- 2 中科目及び小科目についての予算の流用は、理事会の承認を得て、これを執行することができる。
- 3 収入及び支出は、専務理事がこれを執行し、理事会に報告する。
- 4 本会の経理業務の執行は、別に定める経理規程による。
- 5 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、これを保存しなければならない。

(委員会)

第 14 条 本会に、定款第 4 条に定める目的及び定款第 6 条に定める事業の推進を図る常設委員会と、特定の事業遂行又は期間を限定した特別委員会を置く。

- 2 委員会の委員は、会員の中より各委員会委員長の選考により会長がこれを委嘱し、理事会に報告する。ただし、特に必要のあるときは、会員以外の専門家を委員に加えることができ

る。

- 3 委員長は、理事会の推薦により選任し、委員会を総括する。
- 4 委員会は、その経過並びに成案に関する報告書を、理事会に提出しなければならない。
- 5 委員会の意見をもって本会の意見とする場合は、理事会の決議を経なければならない。
- 6 各委員会は、必要に応じ連絡協議会を設けることができる。
- 7 委員の任期は、2箇年とする。ただし、特別委員会及び委員会が2箇年以上継続する場合には、その重任は妨げない。

(政治活動)

- 第 15 条 定款第 56 条に規定する政治活動とは、公職選挙法を適用する選挙運動及び政治資金規正法により運用される政治資金の拠出をいい、請願、陳情等はこの限りでない。
- 2 本会を特定の政党のために利用してはならない。

(事務局)

- 第 16 条 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 2 職員は、会長が任免する。
 - 3 事務局には、定款及び法令に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
 - 4 帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、定款第 54 条 2 項及び第 55 条 2 項の定めによるものとする。

(規則の設定及び改廃)

- 第 17 条 この規則で別に定めるもののほか、規則の施行に必要な事項の設定及び改廃は理事会の議決により定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により公益法人の設立登記をした日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 5 月 8 日より施行する。